

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 松江市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.7%
全職員	58.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.0%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	130.0%
本庁係長相当職	99.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7%
31～35年	97.8%
26～30年	100.2%
21～25年	94.7%
16～20年	91.4%
11～15年	89.1%
6～10年	80.2%
1～5年	84.1%

【説明欄】

- ・性別ごとに「全職員」に対する「任期の定めのない常勤職員」の割合が、男性は67.8%、女性は34.5%となっている。女性は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である会計年度任用職員の比率が高く、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・「本庁課長補佐相当職」の女性職員は、総じて時間外勤務手当の支給額が多く、男性と比較して平均給与が高くなっている。
- ・扶養手当については男性の支給額が多い（対男性比：25.1%）。
- ・特殊勤務手当及び休日勤務手当については、消防職員に対する支給額が多い。消防職員は男性が多く、特殊勤務手当及び休日勤務手当については男性の支給額が多い。
(対男性比：特殊勤務手当10.3%、休日勤務手当18.3%)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。